別表六（十二の二）　記載要領

1　この表は、通算法人等（租税特別措置法第42条の４第11項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する通算法人等をいう。以下この記載要領において同じ。）が同項（同条第18項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合に記載すること。

2　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第11項の規定の適用を受ける場合における「各欠損金増加額（(2)－(1)（マイナスの場合は０））　(3)」の欄の記載に当たつては、次によること。

(1)　租税特別措置法第42条の４第11項に規定する過去適用等事業年度の確定申告書等（同法第２条第２項第28号（用語の意義）に規定する確定申告書等をいう。以下この号において同じ。）の提出が期限後申告である場合には、当該確定申告書等の別表七の三「７」の金額として計算される金額を含めて記載すること。

(2)　当該通算法人等が修正申告又は国税通則法第23条第１項（更正の請求）の規定による更正の請求をする場合には、確定申告書等に添付された別表六（十二の二）「３」の金額を記載すること。

3　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第11項の規定の適用を受ける場合における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八の二「26の計」）　(6)」の欄　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「（５の計）又は」を消し、その他の場合には「又は（別表十八の二「26の計」）」を消すこと。

(2)　「当該法人の法人税額相当額　(7)」の欄　「欠損金増加合計額（５の計）又は（別表十八の二「26の計」）　(6)」の金額を別表一「１」の金額とみなした場合に同表「２」の金額として計算される金額を記載すること。この場合において、当該通算法人等が租税特別措置法第42条の３の２（中小企業者等の法人税率の特例）の規定の適用がある法人であるときは同条の規定の適用を受ける法人として、当該通算法人等が同法第42条の４第８項第３号の通算法人であるときは、同表「31」の欄中「((1)と800万円×$\frac{}{12}$のうち少ない金額）又は（別表一付表「５」）」とあるのは「((1)と800万円×$\frac{}{12}$のうち少ない金額）」とし、同欄の分子の空欄には当該通算法人等に係る通算親法人の事業年度の月数を記載して、それぞれ計算すること。

(3)　「通算親法人又は通算子法人としての法人税額相当額　(8)」の欄　当該通算法人等が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　ロに掲げる法人以外の法人　記載しないこと。

ロ　租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人（当該通算法人に係る通算親法人が協同組合等又は同法第67条の２第１項（特定の医療法人の法人税率の特例）の規定による承認を受けている同項に規定する医療法人である場合における当該通算法人に限る。）　当該通算法人等が通算子法人である場合には当該通算法人等を当該通算法人等に係る通算親法人であるものとし、当該通算法人等が通算親法人である場合には当該通算法人等を当該通算法人等に係る通算子法人であるものとして、「当該法人の法人税額相当額　(7)」の欄に準じて計算した金額を記載すること。

(4)　「法人税額相当額　(7)又は（((7)＋(8)×他の通算法人の数）又は((7)×他の通算法人の数＋(8)）÷（他の通算法人の数＋１））　(9)」の欄　当該通算法人等が次に掲げる法人のいずれに該当するかの区分に応じそれぞれ次に定めるところによること。

イ　(3)イに掲げる法人　「又は（((7)＋(8)×他の通算法人の数）又は((7)×他の通算法人の数＋(8))÷（他の通算法人の数＋１））」を消すこと。

ロ　(3)ロに掲げる法人　当該通算法人等が通算親法人である場合には「(7)又は」及び「又は((7)×他の通算法人の数＋(8))」を消し、当該通算法人等が通算子法人である場合には「(7)又は」及び「((7)＋(8)×他の通算法人の数）又は」を消すこと。

4　当該通算法人等が租税特別措置法第42条の４第18項において準用する同条第11項の規定の適用を受ける場合における「特別試験研究費に係る法人税額の特別控除における欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算」の各欄は、前２号に準じて記載すること。